

第11回草津市まち・ひと・しごと創生本部会議

開催日時 平成28年9月1日(木) 午前9時20分から午前11時まで

開催場所 庁議室

出席者 副本部長:副市長、教育長

本部長:総合政策部長、総合政策部理事(経営改革・草津未来研究所担当)、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健康福祉政策担当)、子ども家庭部長、都市計画部長、都市計画部理事(都市開発担当)、都市計画部理事(都市再生担当)、建設部長、上下水道部長、政策監、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、監査委員事務局長、議会事務局長

欠席者 本部長:市長、危機管理監

議事概要 下記のとおり

1. 議 題

(1)草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の平成27年度実績について

【事務局より資料1～4に基づき説明】

・草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、KPIにより進捗状況を捉え効果を検討し、PDCAサイクルにより必要な改善を行っていく。外部有識者により構成する懇話会を開催し、平成27年度の実績について意見交換を実施する。

・総合戦略のKPIについて、戦略目標ごと、戦略プロジェクトごとに平成27年度実績値を報告。

・地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生型)対象事業について、各事業の実績および今後の方針を報告。

・今後のスケジュールについては、平成28年10月初旬に懇話会を開催し実績報告および意見交換を実施。平成29年2月には、懇話会において今後の取組等についての意見交換、議会への報告を予定している。ただし、今後の動向によりスケジュールは見直しを行う場合がある。

【主な質疑・意見】

・交付金対象事業であるICT支援員配置事業について、平成27年度の実績内容を正しく記載いただきたい。

→資料を修正させていただく。

・KPIの実績を踏まえ、必要に応じた総合戦略の見直しを行うとあるが、どのようなスケジュールを想定しているのか。それぞれKPIの達成度を踏まえた見直しが必要である。

→12月頃までに見直しの必要性を検討したうえで、年度末にかけて総合戦略もしくはアクションプランの見直しを行う予定である。

(2)地域再生計画について

【事務局より資料5、6に基づき説明】

・地域再生計画に基づく国の財政支援について、平成28年度から制度が変更され、地方版総合戦略に基づく自治体の事業を国が支援する制度になった。このため、昨年度から議論のあった立地適正化計画における市街地の整備に関連した市街化調整区域の振興を図るためのハード整備を行うような計画ではなくなった。例えば、社会資本整備計画のような実行計画をイメージしている。

・法に基づく財政支援措置である地方創生推進交付金について、事業数は1市あたり4事業、概ね5か年

であり、国費ベースで2億円を上限に、対象事業3タイプや対象分野等が定められている。ソフト事業が対象であり、密接に関連するハード事業に限って50%以内は対象となるが、別に国の補正予算においてハード事業を対象とした拠点整備交付金の措置についても検討が進められている。

- ・今後のスケジュールは、国の申請受付時期が未定であるものの、平成28年度中に計画をとりまとめ、国に認定申請を行い、平成29年度から事業を実施することを想定している。健幸都市本部会議、まち・ひと・しごと創生本部会議、平成29年度当初予算編成スケジュールを踏まえて、事業の検討を進めるとともに、必要に応じて総合戦略もしくはアクションプランの改訂を行っていく。
- ・交付金の要件を充足する事業があれば、各部局から提案いただきたい。
- ・地域再生計画の位置付けについては、総合戦略が総合計画のうち地方創生に特化した取組の考え方を示すものであり、その総合戦略における具体事業を進めるにあたって、国の財政支援措置を受けるための手法のひとつとして地域再生計画を策定するもの。地域再生法に基づく支援メニューのひとつに地方創生推進交付金があり、対象事業は4分野に限られ、現時点で想定できる事業は、ヘルスツーリズムの実施、ノルディックウォーク関連、健康づくりに向けたマーケット調査などの健幸都市基本計画の具体事業を進めるための手法のひとつと捉える。
- ・政策間連携、自立性、官民協働といった要件を踏まえ、平成29年度事業の財源として活用できる。要件を充足する事業があれば、総合政策部においてパッケージ化して申請していきたい。現時点では、要件を充足するのは健幸都市づくりをキーワードにした事業であると考えている。
- ・滋賀県から広域連携についての提案があった。県が申請する6事業について、市町も連携して取り組める事業があれば県の地域再生計画に盛り込み、連名で交付申請していく意向である。県の担当部局から、市の各部局に対して直接連絡が入っているケースもあるため、連携の可能性や平成29年度事業の財源確保としての活用について、すでに交付決定を受けた全国の事例も踏まえたうえで、検討を進める。

【主な質疑・意見】

- ・地方創生推進交付金は、平成26年度に措置された地方創生先行型交付金の後継でなく、平成28年度から新たに措置された交付金なのか。
 - 新たに措置された交付金である。
- ・県の6事業はいつから実施されるのか。平成29年度以降の連携について検討するのか。
 - 県では、すでに平成28年8月に2事業の交付決定を受けている。さらに4事業を9月申請予定である。広域連携事業は概ね5か年を予定されていることから、平成29年度以降の連携として市町から追加申請していくことは可能である。
- ・交付申請が非常にタイトなスケジュールと聞いているが、県との連携申請のタイミングは如何か。
 - ビワイチ関連事業のみ、県から市町に対して連携の意向確認があり、近々説明会が実施される予定である。すでに交付決定を受けた事業、今後実施予定の事業とも連携したいという市町があれば、県に提案するというもの。
 - 県は、平成29年度以降の事業実施を検討されていたが、全国的に交付決定額が少なかったことから、積極的に申請するよう内閣府から都道府県に直接呼びかけがあったため、平成28年度中の申請、事業実施に向けて検討されている。
- ・昨年度は地方創生について大きく取り上げられてきたが、最近は縮んでいるように感じる。今後の動向についてはどのように見込まれているのか。
 - 地方創生推進交付金については法律補助であり、計画期間は5か年程度とされている。また、要件として事業として自立性が必要であり、将来自立できる仕組みを構築する必要がある。これまで交付

申請を検討されてきた自治体でも、自立性が不足していることを理由に事前相談の時点ではじかれている事業も多数あった。

→事業の自立性以外にも、官民協働や分野横断的な政策間連携といった要件を充足する必要があるが、官民協働の観点では、これまで複数の民間企業から事業提案があり、観光事業者とは健康づくりツアーの造成での連携を検討している。また、草津近鉄百貨店の20周年リニューアル計画があり、市と連携して4階に子育て支援機能を設置したいという提案も受けている。今後、事業の具体化に向けて調整を進めていきたい。

・地域再生制度の概要にあるとおり、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ることや地域の活力の増進を図ることを目標に置いたうえで、単なる既存事業の一般財源の振替ではなく、草津市全体の地域再生をどうしていくかという観点で、交付金事業を検討していくべきではないか。

→交付金を取り込むために事業を検討するのではなく、来年度以降に実施していく事業の財源確保のための手法として計画を活用する方向で検討している。

・財政運営計画、財政シミュレーションの査定が終わった中、地域再生計画は平成29年1月に認定申請を予定されているが、新たな事業展開はなく単なる既存事業の財源振替にしか見えない。交付金を取りにいくだけの事業抽出をすべきではない。

・総合計画や健幸都市計画はパブリックコメントを実施される予定であるが、地域再生計画も実施するのか。

→交付金のための実行計画であるため実施しない。健幸都市基本計画に位置付ける事業の財源確保に向けて事業の検討を進めており、健幸都市づくりの各部会でもそのように説明したところである。

→昨年度まで市内では、市内各地域の再生計画という主旨で検討されてきたが、法改正による国の制度変更により、地方版総合戦略に位置付けた事業の財政支援を受けるための計画という位置付けに変更された。交付金のための実行計画とイメージである。

・市の個別計画である中心市街地活性化基本計画や草津川跡地利用基本計画はパブリックコメントを実施してきたことから、地域再生計画も実施すべきではないか。

・毎年実施していくような実施計画はパブリックコメントを実施する必要はない。例えば中心市街地活性化基本計画の中に多数あるメニューの財源をとってくるための事業であれば不要と考えている。総合戦略や他の基本計画のように複数年で取り組む計画であればパブリックコメントを実施する必要がある。単なる実施計画であれば不要であるため、その観点で整理いただければよい。

・健幸都市基本計画の事業の財源を取り込むイメージで説明されているが、確かに各分野に横串を指した政策間連携や官民協働の観点はあるが、健幸の観点だけで草津市の地域再生と捉えてもよいのか。市としての合意を得られているのか。

→交付金申請事業ごとに地域再生計画を策定していくものであり、市として1本の計画にまとめるものではない。事業ごとに個別に計画を策定していくイメージである。県であれば、6事業を申請されるため、6つの地域再生計画を策定される。

・交付金のための計画と、市全体の地域活性化のための計画という議論があるが、例えば想定する事業案に挙げられている空き家を活用した定住・定住促進の事業は、該当する国庫補助制度がないので、交付金のための計画としては良いと考えられる。ただし、市街地周辺部の活性化策というのは総合的な観点から検討していく必要があり、さらに具体的なターゲットも見えない。せつかく機会が与えられているので、交付金を狙って2つほど計画を策定しつつ、市街地周辺部の活性化の計画も策定するという2つのフェーズで計画を検討していくのはどうか。

・交付決定を受けた県内市町の地域再生計画はどのように策定されているのか。

→事業の交付決定を受けた市町は、その事業ごとの地域再生計画も認定される見込みである。

・立地適正化計画と整合を図った地域再生計画を策定していきたいというイメージで進めてきたが、交付金の制度が変わったことを踏まえた計画を策定する必要がある。

→昨年度までは、地域再生計画に基づく交付金がハード整備も対象としたものであったが、平成28年4月からはソフト事業を対象とした制度に変わった。市街化区域や市街化調整区域という対象区域は関係なく、地方創生推進交付金を受けるための制度である。

・地域再生制度は、平成17年度から制度として存在するが、今回の制度改正により新たな交付金が増えたのか。また、現在草津市では地域再生計画は存在するのか。

→制度改正により新たな交付金が増設された。草津市としての地域再生計画は策定していない。

・今後、各部局に対して交付金が活用できる事業がないか照会されるということか。健幸都市基本計画に位置付ければ、交付金の申請をされるのか。別途、各部局に対して照会があるのか。

→先般、健幸都市基本計画の策定部会において、関係課に向けて、法に基づく地域再生計画の検討状況や制度概要を説明したところ。ただし、健幸都市基本計画に位置付けることを要件とするものではなく、交付金の要件を充足する事業を取りまとめて、地域再生計画という手法を用いて財源確保を図るもの。

・第1回交付決定の事業が複数ある市町は、複数の地域再生計画を策定しているのか。

→複数の地域再生計画を申請しており、交付決定を受けた計画は近日認定される見込みである。

・1つの計画に複数の事業を位置付けるのであればパブリックコメントが必要であるが、個別事業ごとに計画を策定するのであれば不要である。

→個別事業ごとに地域再生計画を策定されている。

・現時点では健幸都市関連で事業を検討されているが、それ以外で提案された事業にかかる地域再生計画をどのように策定するのか。事業原課が計画を策定するのか、もしくは提案された事業を大きく3つに分けて、地域再生計画を策定するのか。

→個別事業は各部局から提案いただきたい。取りまとめは企画調整課が行い、パッケージ化するなどして申請枠の3つに事業を絞り込むが、広域連携については別に1枠ある。平成29年度予算に計上する事業として検討していただきたい。

・昨年度、地方創生加速化交付金で不採択となった事業は再度申請できるのか。

→加速化交付金からさらに要件が厳しくなっていることから、不採択事業をそのまま申請するようでは、認定は難しいと考える。事業の組み替えや他の事業と組み合わせるなど、別の切り口で練り直す必要がある。

・平成28年度中に地域再生計画案を策定するというスケジュールを示され、健幸都市関連を中心に検討されているが、それ以外に事業提案があれば、別の計画を策定されるということか。

→交付金対象事業ごとに計画を策定することを想定している。平成29年度予算要求する事業で、交付金の対象となり得るものがある場合は、企画調整課に相談いただきたい。

・平成29年度予算要求の事業を見た上で、計画に位置付ける事業を検討するのか。

→すでに総合戦略があるので、予算要求を踏まえて、どのようにパッケージ化すれば採択が受けられるか検討していきたい。

(3) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について

【事務局より資料7、8に基づき説明】

・制度の趣旨は、地方創生事業に対する企業からの寄附は、税制優遇措置を受けられるもの。本社が市内にある企業は対象外。税制優遇措置は、現行の軽減効果に加えて寄附額の3割の軽減を受けられるため、あわせて6割の負担軽減がある。

- ・県内では該当事業はないが、夕張市の事例をはじめ、全国ではすでに税制措置を活用した地域再生計画の認定を受けている。
- ・ハード整備も対象となり、熊野古道の案内板、休憩所の整備が認定されている。ソフト事業では、移住者への新規就農支援者への機械購入支援、相談員の設置など、幅広く地方創生に絡む事業が対象となっている。
- ・単なる庁舎の維持管理等を対象とするのは難しいが、総合戦略に位置付ける事業であれば寄附の対象となり得ることから、来年度実施していく事業があれば、国への事前相談を経て検討していきたい。
- ・企業に対して寄附を求めるような事業があれば、とりまとめて企業に向けて意向調査を行っていきたい。

【主な質疑・意見】

- ・クラウドファンディングのような制度か。
→クラウドファンディングの税制優遇は3割であるが、地方創生応援税制は6割である。

以上

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整グループ
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp